

太良町教育大綱

1 教育大綱の位置づけ

太良町教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、太良町の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策の基本的な方針を定める。

2 教育大綱の対象期間

令和6年度から令和9年度までの4年間とする。
(更新されるまでは継続とする。)

3 基本目標

本町の将来像「未来を引きよせるチカラ太良町」に向けて、郷土や国家を担う責任を自覚し、進展する社会に創意を持って対応し、文化の創造と産業の発展に貢献しようとする豊かな人間力を持った人材の育成を目指す。

4 重点目標

豊かな人間力を育む学校教育の推進

集団生活の規律・学校や学級の環境美化・学力向上・豊かな心の育成・個性の伸長・家庭や地域社会との連携等を通して豊かな人間力の向上を図る。

主要施策

- ・ICT機器を活用した学力の向上
- ・学校・家庭・地域が連携した豊かな体験活動の推進
- ・故郷に愛着と誇りを持つ児童・生徒の育成
- ・特別支援教育の充実
- ・国際的なコミュニケーション能力の育成
- ・Society5.0^{※1}の時代に対応できる児童・生徒の育成

(注釈) ※1 内閣府「Society5.0」

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)

生涯学習の推進

豊かで充実した人生を送るため、町民一人一人が生涯にわたり学ぶことのできる生涯学習の環境を整備する。

主要施策

- ・各種教室・講習会の充実
- ・指導者養成等、支援体制の充実

青少年の健全育成

学校・家庭・地域社会の連携の下、家庭教育の充実、青少年活動の支援・拡大を図ることにより、健やかな青少年育成を目指す。

主要施策

- ・青少年のまちづくりへの参画の促進

多様性のある人権社会の実現

人権の尊重は、個人の尊厳と自由・平等を最大限に尊重することであり、町民の人権意識の高揚に資するため、人権・同和教育の一層の推進を図る。

主要施策

- ・県人権同和教育研究協議会との連携による研修、啓発活動の充実

太良町の歴史・文化の保存・教育の推進

心の豊かさの醸成、魅力ある地域づくりのために文化の果たす役割は大きい。伝統芸能や諸文化活動を活性化し、郷土文化の振興を図る。また、歴史的文化遺産を保存継承すると共に、調査・研究・公開施設等を整備活用する。

主要施策

- ・文化連盟や各種団体の育成・支援に努め、文化活動の一層の活性化促進

町民スポーツの振興ときらめき町民の育成

町民が豊かで充実した生活を営む上で、スポーツの果たす役割は大きい。「町民皆スポーツ」を目指し、町民が生涯を通じて自主的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、生涯スポーツの振興を図ると共に、町体育協会と連携を密に図りながら、指導者の育成、各スポーツ団体の育成等により、競技スポーツの振興に努める。

主要施策

- ・各種スポーツ団体・クラブの育成・支援。
- ・町民の自主的なスポーツ活動の一層の活性化促進

平成28年3月
令和6年3月改正